

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 資料提供(投げ込み) 令和5年5月8日(月) | |
| 場所 津市政記者室 | |
| 事務担当課 | |
| 所 属 | 職・氏 名 |
| 健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310) | 健康づくり課長 米倉 一美 |

新型コロナウイルス感染症対策
5月8日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第138回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第138回）
開催結果

1 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う「津市新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止及び「津市新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について報告（健康医療担当）

津市危機管理事務処理体制要綱第11条の規定に基づき、津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置しておりますが、令和5年5月8日から新型コロナウイルスが、5類感染症に位置づけられることや市内における感染症の発生状況を鑑み、対策本部を廃止することとします。

なお、対策本部の廃止後の対応として、病原性が異なる変異株が出現した場合等に備え、関係部局との連携を確保し、必要に応じて迅速かつ的確な対応等を図るため、津市危機管理事務処理体制要綱第10条の規定に基づき、「津市新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置することとします。

- (2) 5月8日以降の津市主催イベント開催の判断について報告（危機管理部）

令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されることから、「5類感染症」への位置づけ変更後については、基本的な感染防止対策が効果的であることには変わりはないものの、三重県から一律に対応を求めることはなくなり、各自がその状況等に応じて自主的に必要性を判断し主体的に実施していただくこととなり、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』【別冊】イベントの開催基準等」は令和5年5月7日をもって廃止されました。

これに伴い、県主催のイベントの開催基準についても廃止されたことから、本市の取り扱いについても、津市主催イベントの開催判断については、同様に同年5月7日をもって廃止いたしました。

- (3) 津市職員の新型コロナウイルスへの感染について報告（総務部）

令和5年4月1日（土）から令和5年5月7日（日）までの間における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（学校関係を除く）については、9部署で発生し、陽性者は15名でした。

これら職員の新型コロナウイルス感染者の発生に対しては、各部局内で職員応援などを行うことにより市民サービスへの影響はありませんでした。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の休暇等に係る取扱いについて報告（総務部）

本日、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、職員の休暇等の取扱いについて、別紙1 令和5年5月2日付け通知のとおり変更しました。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う各事業等における対応状況について報告（健康医療担当）

令和5年4月11日付け事務連絡で新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う各事業等における対応状況について、全庁へ調査を行ったところ合計86事業の報告がありました。

報告のあった津市内における代表的な事業等については、別紙2のとおりです。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け相談窓口の廃止について報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年3月25日に設置した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け相談窓口」については、当該感染症が令和5年5月8日をもって感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更されることに伴い、同日をもって廃止します。

- (7) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告（健康医療担当）

新型コロナウイルス感染症に係る相談及び申請件数については、令和5年4月1日（土）から令和5年5月7日（日）までの間において市民生活相談案内窓口（危機管理課）で、窓口0件、電話21件、メール0件の合計21件となり、事業所向け相談窓口（商業振興労政課）では、窓口11件、電話0件の合計11件でした。

また、令和5年3月19日（日）から令和5年4月30日（日）までの間において津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）への問い合わせ件数は444件でした。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第138回）

令和5年5月8日（月）

午後4時30分～

本庁舎4階 庁議室

1 国・県の動き

- (1) 令和5年4月4日から5月7日までの三重県津保健所管内及び三重県内における感染症患者の発生について報告（健康医療担当）
- (2) 国・三重県の状況について報告（健康医療担当）

2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う「津市新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止及び「津市新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について報告（健康医療担当）
- (2) 5月8日以降の津市主催イベント開催の判断について報告（危機管理部）
- (3) 津市職員の新型コロナウイルスへの感染について報告（総務部）
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の休暇等に係る取扱いについて報告（総務部）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う各事業等における対応状況について報告（健康医療担当）
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け相談窓口の廃止について報告（商工観光部）
- (7) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告（健康医療担当）

3 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第138回）

2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う「津市新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止及び「津市新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について報告（健康医療担当）

津市危機管理事務処理体制要綱第11条の規定に基づき、津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置しておりますが、令和5年5月8日から新型コロナウイルスが、5類感染症に位置づけられることや市内における感染症の発生状況を鑑み、対策本部を廃止することとします。

なお、対策本部の廃止後の対応として、病原性が異なる変異株が出現した場合等に備え、関係部局との連携を確保し、必要に応じて迅速かつ確かな対応等を図るため、津市危機管理事務処理体制要綱第10条の規定に基づき、「津市新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置することとします。

- (2) 5月8日以降の津市主催イベント開催の判断について報告（危機管理部）

令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されることから、「5類感染症」への位置づけ変更後については、基本的な感染防止対策が効果的であることに変わりはないものの、三重県から一律に対応を求めることはなくなり、各自がその状況等に応じて自主的に必要性を判断し主体的に実施していただくこととなり、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』【別冊】イベントの開催基準等」は令和5年5月7日をもって廃止されました。

これに伴い、県主催のイベントの開催基準についても廃止されたことから、本市の取り扱いについても、津市主催イベントの開催判断については、同様に同年5月7日をもって廃止いたしました。

- (3) 津市職員の新型コロナウイルスへの感染について報告（総務部）

令和5年4月1日（土）から令和5年5月7日（日）までの間における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（学校関係を除く）については、9部署で発生し、陽性者は15名でした。

これら職員の新型コロナウイルス感染者の発生に対しては、各部局内で職員応援などを行うことにより市民サービスへの影響はありませんでした。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の休暇等に係る取扱いについて報告（総務部）

本日、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、職員の休暇等の取扱いについて、別紙1 令和5年5月2日付け通知のとおり変更しました。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う各事業等における対応状況について報告（健康医療担当）

令和5年4月11日付け事務連絡で新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う各事業等における対応状況について、全庁へ調査を行ったところ合計8.6事業の報告がありました。

報告のあった津市内における代表的な事業等については、別紙2のとおりです。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け相談窓口の廃止について報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年3月25日に設置した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け相談窓口」については、当該感染症が令和5年5月8日をもって感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更されることに伴い、同日をもって廃止します。

- (7) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告（健康医療担当）

新型コロナウイルス感染症に係る相談及び申請件数については、令和5年4月1日（土）から令和5年5月7日（日）までの間において市民生活相談案内窓口（危機管理課）で、窓口0件、電話21件、メール0件の合計21件となり、事業所向け相談窓口（商業振興労政課）では、窓口11件、電話0件の合計11件でした。

また、令和5年3月19日（日）から令和5年4月30日（日）までの間において津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）への問い合わせ件数は444件でした。

津市新型コロナウイルス感染症対策会議の設置について

1 名称

津市新型コロナウイルス感染症対策会議（以下、「対策会議」という。）

2 目的

本市における新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延の防止を図り、職員の迅速かつ的確な対策等を講じ、三重県、関係省庁及び関係団体・機関との調整を図るとともに、情報の収集、伝達及び共有を行うため、津市危機管理指針に基づき、津市新型コロナウイルス感染症対策会議を設置するものとする。

3 所掌事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る情報の収集、分析、提供・伝達及び共有に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応方針の検討・決定及び総合調整等に関すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関し所管し、又は関係する部等間における連絡調整等に関すること。

4 構成職員

対策会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長

副市長

- (2) 委員

津市幹部会構成員

- (3) その他

対策会議の必要に応じて、各部等の危機管理統括責任者（部次長級職員）による津市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議を開催する。

5 設置期間

会長の新型コロナウイルス感染症対策会議設置宣言から1年間とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生状況又は社会情勢により適宜延長又は短縮するものとする。

6 庶務

- (1) 健康福祉部健康づくり課に事務局を設置し、対策会議に関する庶務を取り扱う。
- (2) 危機管理部危機管理課は事務局を補佐するものとする。

別表

教育長、消防長、上下水道事業管理者、内部統制担当理事、政策財務部長、政策財務部税務・財産管理担当理事（兼）特別滞納整理推進担当理事、政策財務部検査担当理事、危機管理部長、総務部長、市民部長、市民部交流連携担当理事、スポーツ文化振興部長、環境部長、環境部環境施設担当理事、健康福祉部長、健康福祉部こども・子育て政策担当理事、健康福祉部健康医療担当理事、健康福祉部担当理事（三重県後期高齢者医療広域連合派遣）、商工観光部長、ビジネスサポートセンター長（兼）商工観光部経営支援・企業誘致担当理事、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、ボートレース事業部長、会計管理者、三重短期大学事務局長、議会事務局長、久居総合支所長、上下水道事業局長、上下水道管理局长、消防次長（兼）救急担当参事、消防災害対策担当理事（兼）久居消防署長、広域災害応受援担当理事（兼）中消防署長、教育次長、学校教育・人権教育担当理事、選挙担当理事（兼）選挙管理委員会事務局長、監査事務局監査担当理事（兼）監査事務局長、農地・農業振興担当理事（兼）農業委員会事務局長

津市新型コロナウイルス感染症対策会議 委員名簿 (令和5年5月8日現在)

| 構成員 | 氏名 |
|------------------------------------|----------|
| 会長 | 小松 雅和 |
| 副会長 | 片田 悟 |
| 教育長 | 森 昌彦 |
| 消防長 | 田中 秀浩 |
| 上下水道事業管理者 | 松下 浩己 |
| 内部統制担当理事 | 大野 敏幸 |
| 政策財務部長 | 倉田 浩伸 |
| 政策財務部税務・財産管理担当理事(兼)特別滞納整理推進担当理事 | 伊藤 秀利 |
| 政策財務部検査担当理事 | 田中 泰行 |
| 危機管理部長 | 野田 浩司 |
| 総務部長 | 奥田 寛次 |
| 市民部長 | 南条 弥生 |
| 市民部交流連携担当理事 | 上野毛戸 いずみ |
| スポーツ文化振興部長 | 木村 重好 |
| 環境部長 | 辻岡 賢二 |
| 環境部環境施設担当理事 | 格嶋 淳夫 |
| 健康福祉部長 | 坂倉 誠 |
| 健康福祉部子ども・子育て政策担当理事 | 下里 秀紀 |
| 健康福祉部健康医療担当理事 | 勢力 実 |
| 健康福祉部担当理事(三重県後期高齢者医療広域連合派遣) | 松下 康典 |
| 商工観光部長 | 玉木 幸樹 |
| ビジネスサポートセンター長(兼)商工観光部経営支援・企業誘致担当理事 | 小柴 勝司 |
| 農林水産部長 | 濱口 耕一 |
| 都市計画部長 | 宮田 雅司 |
| 建設部長 | 渡邊 公隆 |
| ポートレース事業部長 | 寫田 光伸 |
| 会計管理者 | 藤井 孝則 |
| 三重短期大学事務局長 | 前田 達 |
| 議会事務局長 | 福森 稔 |
| 久居総合支所長 | 浅井 英幸 |
| 上下水道事業局長 | 北村 慎 |
| 上下水道管理局長 | 内田 博久 |
| 消防次長(兼)救急担当参事 | 中川 達也 |
| 消防災害対策担当理事(兼)久居消防署長 | 鈴木 幸広 |
| 広域災害応援担当理事(兼)中消防署長 | 小菅 聖志 |
| 教育次長 | 小宮 伸介 |
| 学校教育・人権教育担当理事 | 伊藤 雅子 |
| 選挙担当理事(兼)選挙管理委員会事務局長 | 田中 久智 |
| 監査事務局監査担当理事(兼)監査事務局長 | 國分 靖久 |
| 農地・農業振興担当理事(兼)農業委員会事務局長 | 野村 尚生 |

津市新型コロナウイルス感染症対策会議 委員名簿 (構成員(イ)令和5年5月8日現在)

| | 構成員(イ) | 氏名 |
|----|------------------------------------|----------|
| 1 | 会長 | 小松 雅和 |
| 2 | 副会長 | 片田 悟 |
| 3 | 教育長 | 森 昌彦 |
| 4 | 消防長 | 田中 秀浩 |
| 5 | 上下水道事業管理者 | 松下 浩己 |
| 6 | 内部統制担当理事 | 大野 敏幸 |
| 7 | 政策財務部長 | 倉田 浩伸 |
| | 政策財務部税務・財産管理担当理事(兼)特別滞納整理推進担当理事 | 伊藤 秀利 |
| | 政策財務部検査担当理事 | 田中 泰行 |
| 8 | 危機管理部長 | 野田 浩司 |
| 9 | 総務部長 | 奥田 寛次 |
| 10 | 市民部長 | 南条 弥生 |
| | 市民部交流連携担当理事 | 上野毛戸 いずみ |
| 11 | スポーツ文化振興部長 | 木村 重好 |
| 12 | 環境部長 | 辻岡 賢二 |
| | 環境部環境施設担当理事 | 格嶋 淳夫 |
| 13 | 健康福祉部長 | 坂倉 誠 |
| | 健康福祉部子ども・子育て政策担当理事 | 下里 秀紀 |
| 14 | 商工観光部長 | 玉木 幸樹 |
| | ビジネスサポートセンター長(兼)商工観光部経営支援・企業誘致担当理事 | 小柴 勝司 |
| 15 | 農林水産部長 | 濱口 耕一 |
| 16 | 都市計画部長 | 宮田 雅司 |
| 17 | 建設部長 | 渡邊 公隆 |
| 18 | ボートレース事業部長 | 瀧田 光伸 |
| 19 | 会計管理者 | 藤井 孝則 |
| 20 | 三重短期大学事務局長 | 前田 達 |
| 21 | 議会事務局長 | 福森 稔 |
| 22 | 久居総合支所長 | 浅井 英幸 |
| | 健康福祉部健康医療担当理事(事務局) | 勢力 実 |

津市危機管理事務処理体制要綱

平成22年3月31日訓第28号

改正 平成29年3月21日訓第13号

令和2年3月31日訓第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市危機管理指針（平成22年4月1日策定）に基づき、危機管理に係る事務の全庁的な処理体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危機」とは、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態、市民等の生活に重大な不安及び不信を与える事態又は与えるおそれのある事態並びに本市政の運営に重大な支障及び影響を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態で、別表第1に掲げる危機事象をいう。

2 この要綱において「危機管理」とは、危機から市民等の生命、身体及び財産の安全の確保等を行うことを目的として、危機の発生を予見し、若しくは未然に防止し、又は危機事象が発生した場合は、被害等を軽減するなど最小限に抑制して危機を収拾し、その後の市民等の生活を平常に回復させる組織的な対応等をいう。

(危機管理統括責任者)

第3条 危機管理に関する事務の円滑かつ的確な推進を図るため、部等に危機管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 統括責任者は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 当該部等の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する部等、関係団体・機関等との連絡体制の整備に関すること。
- (2) 所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組に関すること。
- (3) 当該部等における危機対策等に係る総括に関すること。
- (4) 関係する部等との横断的な連携及び関係団体・機関等との総合調整に関すること。

(5) その他危機管理の推進に関すること。

- 4 統括責任者は、処理した事項を常に当該部等において統括責任者より上位の職にある者（以下「上司」という。）に報告し、危機事象の発生したときにおいては、常に上司の指揮の下において職務を行わなければならない。

（危機管理責任者）

第4条 部等の事務を分掌するために置かれる組織に危機管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。ただし、当該部等の事務を分掌する組織が置かれていない部等においては当該部等に責任者を置く。

- 2 統括責任者が必要と認めるときは、前項に規定する組織以外に責任者を置くことができる。

3 責任者は、統括責任者が指名する者をもって充てる。

4 責任者は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 第1項及び第2項の規定により責任者が置かれる組織（以下「課等」という。）の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する課等、関係団体・機関等との調整に関すること。

(2) 所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組に関すること。

(3) 次条第1項に規定する危機管理主任者や当該課等の所属職員を指揮し、当該課等における危機対策等の実施に関すること。

(4) その他危機管理の推進に関すること。

（危機管理主任者）

第5条 課等に危機管理主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、責任者が指名する者をもって充てる。

3 主任者は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 責任者を補佐し、所管業務に係る危機管理に関する事務の企画・立案及び当該課等内の調整等に関すること。

(2) 危機事象の発生時等の当該課等における危機対策等の実施に関すること。

(3) その他危機管理の推進に関すること。

（危機事象の発生報告）

第6条 職員は、危機事象が発生した場合又は発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちにその旨を危機事象発生概況報告書（第1号様式）により当該所属に係る責任者又は主任者に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合においては、口頭により報告を行うものとする。

(円滑な連携報告等)

第7条 当該責任者及び主任者は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を当該統括責任者に報告するとともに、危機事象発生状況報告書(第2号様式)により参考資料等を添えてその関係する部等の総括責任者へ連絡するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた統括責任者は、当該報告の内容を直ちに上司に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた上司は、当該報告の内容を直ちに市長及び副市長に報告し、及びその内容を危機管理部長に通知しなければならない。

4 前2項の規定による報告後においても、上司又は統括責任者は常に当該危機事象に関する情報収集を行い当該危機事象に関する詳細について把握し、重要な情報については、同項の例により報告及び通知しなければならない。

(関係団体・機関等への連絡等)

第8条 責任者は、当該危機事象の発生にかかわり、必要があると認めるときは、その状況等について警察その他の関係団体・機関等に対し連絡等を行うものとする。

(連絡調整会議)

第9条 個々の危機事象に関し平常時における複数の部等又は全庁的な組織による危機管理の適切な推進を図るとともに、当該危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により被害や被害の拡大等が予想され、所管する部等及び関係する部等において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、危機事象に係る連絡調整会議を設置するものとする。

2 当該危機事象を所管する統括責任者は、次に掲げる事項について副市長の決裁を受けて前項に規定する連絡調整会議を設置するものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 所掌事項
- (4) 構成職員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務
- (7) その他会議の運営に必要な事項

3 構成職員は、原則として統括責任者のうちから定めるものとする。

- 4 当該危機事象に係る連絡調整会議は、当該危機事象を所管する統括責任者が議長となって運営するものとする。

(対策会議)

第10条 個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に被害や被害の拡大等が予想され、相当の部等又は全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、副市長の指揮の下、危機事象に係る対策会議を設置するものとする。

- 2 当該危機事象を所管する当該上司は、次に掲げる事項について市長の決裁を受けて前項に規定する対策会議を設置するものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 所掌事項
- (4) 構成職員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務
- (7) その他会議の運営に必要な事項

- 3 構成職員は、原則として部長級の職員のうちから定めるものとする。

- 4 当該危機事象に係る対策会議は、当該危機事象を所管する部等の事務を担当する副市長が議長となって運営するものとする。

(対策本部)

第11条 個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に相当の被害や被害の拡大等が予想され、相当の部等あるいは全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、市長の統括の下、危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 当該危機事象を所管する当該上司は、次に掲げる事項について市長の決裁を受けて前項に規定する対策本部を設置するものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 所掌事項
- (4) 構成職員
- (5) 設置期間

(6) 庶務

(7) その他会議の運営に必要な事項

- 3 構成職員は、原則として部長級の職員のうちから定めるものとする。
- 4 当該危機事象に係る対策本部は、市長が議長となって運営するものとする。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 津市危機管理推進員設置要綱（平成20年津市訓第55号）は、廃止する。

附 則（平成29年3月21日訓第13号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第29号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

危機管理の対象となる危機事象の事例

| | |
|-----------------------------|--|
| 地域防災計画により対象となる危機事象 | |
| 異常な自然現象 | (1) 暴風、豪雨、洪水、高潮等 (2) 地震、津波等 |
| 大規模な事故 | 大規模な火事又は爆発、不発弾処理等 |
| 国民保護計画により対象となる危機事象 | |
| 武力攻撃事態等 | (1) 着上陸侵攻 (2) ゲリラ及び特殊部隊による攻撃 (3) 弾道ミサイル攻撃 (4) 航空攻撃 |
| 緊急処理事態 (大規模テロ) | (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 |
| 新型インフルエンザ対策行動計画により対象となる危機事象 | |
| 健康に係る危機 | 感染症（新型インフルエンザ、SARS等） |
| その他の危機事象 | |
| 健康に係る危機 | (1) 感染症 (2) 家畜伝染病（BSE、鳥インフルエンザ等） (3) 大規模な食中毒 (4) 毒物・劇物の混入による事件・事故 (5) 有害物質（アスベスト）による健康被害 |
| 環境に係る危機 | (1) 大気、水質、土壌汚染等の環境汚染 (2) 廃棄物の不法投棄 (3) 有害物質等の流入・流出事故 |
| その他の危機 (緊急事態) | (1) 市長等の要人に対する危害 (2) 児童、生徒等に対する危害 |

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(3) 個人情報への漏えい(4) 公共施設等への不審者の侵入(5) 公共交通機関におけるバスジャックなどの事件(6) 市主催の集会及びイベント時の事件及び事故(7) 大規模な断水・停電などライフラインの機能停止(8) 異常な濁水(9) 危険動物の脱走、放置等、有害昆虫の大量発生(10) その他（市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼす事態、市民等の生活に重大な不安及び不信を与える事態及び本市政の運営に重大な支障及び影響を及ぼす事態等をもたらす危機事象） |
|---|

別表第2（第3条関係）

政策財務部次長、危機管理部次長、総務部次長、市民部次長、スポーツ文化振興部次長、環境部次長、健康福祉部次長、商工観光部次長、農林水産部次長、都市計画部次長、建設部次長、ボートレース事業部次長、久居総合支所副総合支所長、河芸総合支所副総合支所長、芸濃総合支所副総合支所長、美里総合支所副総合支所長、安濃総合支所副総合支所長、香良洲総合支所副総合支所長、一志総合支所副総合支所長、白山総合支所副総合支所長、美杉総合支所副総合支所長、上下水道事業局次長、上下水道管理局次長、消防総務課長、会計管理室長、三重短期大学事務局大学総務課長、議会事務局次長、教育委員会事務局教育総務課長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長

第1号様式（第6条関係）

危機事象発生概況報告書（第 報）

| | | | | | |
|------|-----------|--|----|--|----|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| 報告者 | 氏名 | | 所属 | | 電話 |

| | | |
|----------------|-----------------|--|
| 発生日時 | | |
| 発生場所 | 施設（ ） | |
| 危機事象の 種別・概況 | 種別 | |
| | 概況 | |
| 被害の規模 | | |
| 被害の状況 | | |
| 応急対策 の方針 | | |
| 備考 | (発生の原因、今後の予測など) | |

| | | | | | |
|------|------|------------------|------|--|--|
| 通報者等 | 通報日時 | 年 月 日 時 分 | | | |
| | 区分 | 市民・職員（ 課）・その他（ ） | | | |
| | 氏名 | | 電話番号 | | |

| | | |
|------------------------------|--------------|----------------|
| 受信者 の 処 理 状 況 | 関係部等への連絡 | (処理日時 月 日 時 分) |
| | 関係団体・機関等への連絡 | (処理日時 月 日 時 分) |
| | その他の対応 | |

第2号様式（第7条関係）

危機事象発生状況報告書（第 報）

| | | |
|----------------|------|---|
| 発生日時 | | |
| 発生場所 | | 施設（ ） |
| 危機事象の 種別・概要 | 種別 | |
| | 概要 | |
| 被害の規模 | | |
| 被害の 状況 | 人的被害 | 死者（有（〇〇名）・無・不明） 負傷者（有（〇〇名）・無・不明） 行方不明者（有（〇〇名）・無・不明） |
| | 物的被害 | |
| 応急対策の方針 | | |
| 応急対策の状況 | | |
| 備考 | | （発生の原因、今後の予測など） |

事務連絡
令和5年5月2日

各部（局・室）長、各総合支所長 様

総務部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の休暇
等に係る取扱いについて(通知)

このことについて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとなりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る各種取扱いについて、下記のとおり変更しますので、部下職員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

1 各種休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定された場合やワクチン接種を受ける場合等、職場内感染の拡大防止や感染予防のため各種休暇の取得が可能となっていました。以下のとおり休暇制度を廃止・変更します。

【廃止となる休暇】

- (1)濃厚接触者に指定されたことに伴う休暇（通勤困難休暇）
- (2)小中学校等の臨時休校に伴う子の世話のための休暇（通勤困難休暇）
- (3)PCR検査結果判明前（同居家族を含む）の自宅待機に伴う休暇（通勤困難休暇）
- (4)ワクチン接種に伴う休暇（任命権者が特に必要と認める場合の休暇（会計年度任用職員の場合、特例休暇））
- (5)ワクチン接種後の体調不良に伴う休暇（通勤困難休暇）

【取扱いが変更となる休暇】

- (1)正規職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
現状：診断書を省略し、病気休暇を取得
今後：他の疾病と同様の手続きによる病気休暇や年次有給休暇を取得（取得は任意）

(2)会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

現状：特例休暇（有給）を取得

今後：特例休暇を廃止し、病気休暇（無給）や年次有給休暇を取得（取得は任意）

※ 今後については新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の「長期休暇状況（予定）報告書」の提出は不要（15日以上の場合を除く。）とします。

2 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に指定された場合には、人事課への連絡及び報告書の提出を求めていましたが、今後については不要とします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合のフローチャートについても廃止としますが、感染が疑われる場合にはマスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなどの配慮して下さい。なお、感染した場合には発症後5日間は病気休暇等を取得したり在宅勤務を実施したりするなど外出を控えることを推奨します。

3 職場内集団感染回避のための出勤者削減策について

各所属における集団感染を回避するため、在宅勤務の実施や勤務時間の割り振り変更を認めておりますが、以下のとおり取扱いを変更・廃止します。

(1)在宅勤務

引き続き、利用可能です。ただし、今回の5類感染症移行に伴い一部マニュアルを別紙のとおり変更しますので、改めて御確認ください。

なお、これまで在宅勤務実施状況について、在宅勤務結果報告書を人事課まで提出する取扱いとしていましたが、今後は人事課への報告は不要とします。

(2)勤務時間の割り振り変更

通勤に電車等を使用する職員について、感染対策として混雑時を避けて通勤できるように認めていた勤務時間の割り振り変更（早出・遅出）については廃止とします。

4 濃厚接触者に指定された職員の検査について

濃厚接触者に指定された場合における産業医による検査（抗原適性検査等）の制度については、濃厚接触者の指定自体が行われなくなることから廃止とします。

5 その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について

新型コロナウイルス感染症対策としてこれまで行っていた基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生等）やその他対策（検温、消毒液、パーティション設置等）については、今後一律に感染防止対策を求めず、基本的感染対策については各個人において、その他感染対策については各所属において、その必要性（高齢者等ハイリスク者の来客の有無など）に鑑みて、感染防止対策の継続・廃止の判断をしてください。

なお、財産管理課から配付したアクリル板やビニールカーテンについては、撤去する場合であっても、第9波の到来や未曾有のウイルス性感染症等に備え、原則、廃棄せずに各課において保管していただくようお願いいたします。廃棄してしまった場合は、必要に応じて所属課において新たに用意していただくこととなりますので、御注意ください。

| | |
|------|-----------|
| 事務担当 | 人事課人事政策担当 |
| | 人事課給与厚生担当 |
| 電話番号 | 229-3106 |
| | 229-3107 |

位置づけ変更に伴う事業等における対応状況調査まとめ(津市内における代表的な事業等)

| 業務分類 | 事業名、業務名 | 所管 | 変更前の対応 | 変更後の対応 |
|----------------------|------------------|----------------|--|---|
| <p>セレモニーマニイベント関係</p> | 津シティマラソン大会サオリーナ杯 | スポーツ振興課 | | |
| | 津市民文化祭 | 文化振興課 | | |
| | つ・環境フェスタ | 環境政策課 | | |
| | 津市物産まつり | 商業振興労政課 | <p>感染症拡大防止のため、収容人数の制限や開催規模を縮小するなど、感染症対策を講じた上で開催していた。</p> | <p>感染症対策を講じた上でコロナ禍以前の体制で開催予定。 ※実行委員会形式のものは、今後の実行委員会にて具体的な開催方法を検討していく。</p> |
| | 津火花大会・津まつり | 観光振興課 | | |
| | 農林水産まつり | 農林水産政策課 | | |
| | 津市二十歳のつどい | 生涯学習課(青少年センター) | | |
| | 各地域での各種イベント等 | 各総合支所等 | | |
| | 津市人権講演会 | 人権課 | | |
| | 学習会、後援会、相談会等 | 司法書士等による合同相談会 | 地域連携課 | <p>感染症拡大防止のため、収容人数の制限や開催規模を縮小するなど、感染症対策を講じた上で開催していた。</p> |
| | 環境学習イベント | 環境保全課 | | |
| | 市民白バラ後援会 | 選挙管理委員会 | | |

| 業務分類 | 事業名、業務名 | 所管 | 変更前の対応 | 変更後の対応 |
|------------|--------------------------------------|------------------------|--|---|
| 各事業、管理運営業務 | 新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口 | 危機管理課 | 市民からの相談を専門窓口に繋いでいる。 | 位置づけが変更となっても、市民生活相談案内窓口については、新たな相談が生じてくることも予想されることから、当面の間、継続する。なお、当窓口の廃止については、県の「新型コロナウイルス感染症に関する一般相談」と同時期とする。 |
| | 事業者向け相談窓口 | 商工観光部 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談に対し、個々の事業者に応じた国・県・市の支援施策を案内している。 | 事業者向け相談窓口は廃止するものの、引き続き事業者からの相談については、相談内容に応じた支援を行っている。 |
| | 職員向け抗原定性検査業務 | 人事課 | 市役所業務継続のため、濃厚接触者に指定された無症状のエッセンシャルワーカーの待機期間の短縮や、濃厚接触者に指定されたもののPCR検査を受けることができない状況にある無症状の職員の感染有無の早期特定による職場内の感染拡大防止を目的として、本市産業医への委託により新型コロナウイルス感染症の検査・診断業務を実施している。 | 5類感染症への移行に伴い、濃厚接触者の特定や外出自粛要請がなくなることから事業を廃止する。 |
| | いつくしみの杜 | 市民課 | 新型コロナウイルスに感染していた方が亡くなった場合、「死体火葬許可証」の死因は「一類感染症等」となるため、火葬料を別で設定して24時間以内で火葬を行う対応をしていた。 | 5類に変更された場合は「死体火葬許可証」の死因は「その他」となるため、通常どおり24時間以上経過後の火葬を行う。 |
| | 公立保育所、こども園 | 子育て推進課 | 行事等に参加する保護者の人数制限を実施 | 行事等に参加する保護者の人数制限の撤廃 |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料、介護保険料の減免申請 | 保険医療助成課・介護保険課 | 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な病状を負った世帯(65歳以上の方)や、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯(65歳以上の方)で一定の要件に該当する方は、申請により、保険料の減免を受けることができる。 ※国による財政支援あり。 | 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、保険料減免に係る財政支援の対象は、令和4年度相当分の保険料までであった。納付期限が令和5年9月30日までの保険料とされた。それに伴い、本市における減免の対象とする保険料について、財政支援の対象となる保険料と同様のものとした。 |
| | ポータルサービス津、外向発売所津インクル運営 | ポータルサービス津、外向発売所津インクル運営 | 収容人数の50%以下を上限として入場制限を実施していた。 | 収容人数の50%以下の制限をなくして運営 ポータルサービス津 5,000人→11,150人 外向発売所津インクル 125人→250人 今後、業界指針が発表されたのち詳細な対応を検討する。 |
| | 各種公民館講座 | 生涯学習課 | 感染拡大防止のための人数制限 | 順次人数制限の緩和を行い、講座の実施をしていく |

※対象外 マスクの着脱やアクリル板・ビニールシート等の設置
入場時等の検温、出入口の消毒液の設置

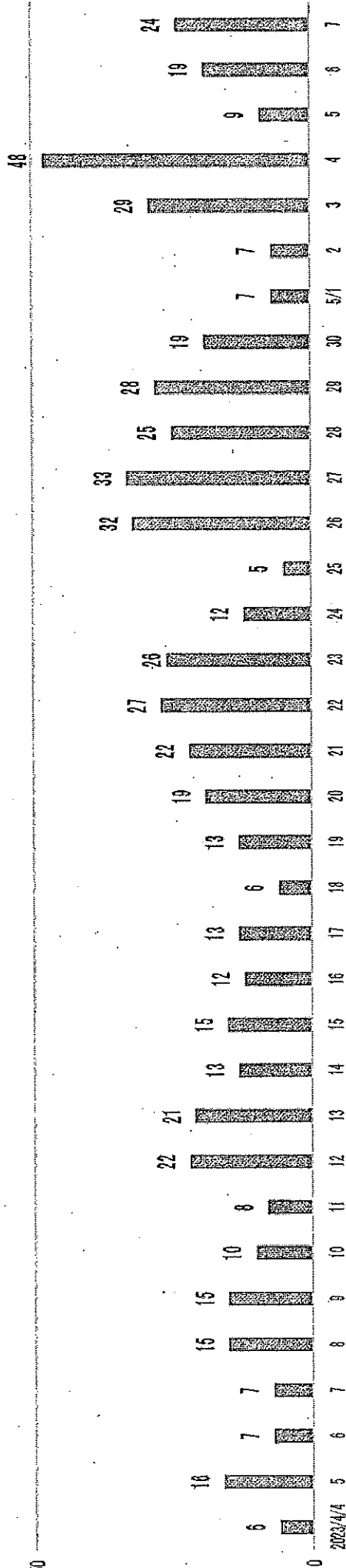
津市の感染者数の推移（4月4日～5月7日）

(3)

100

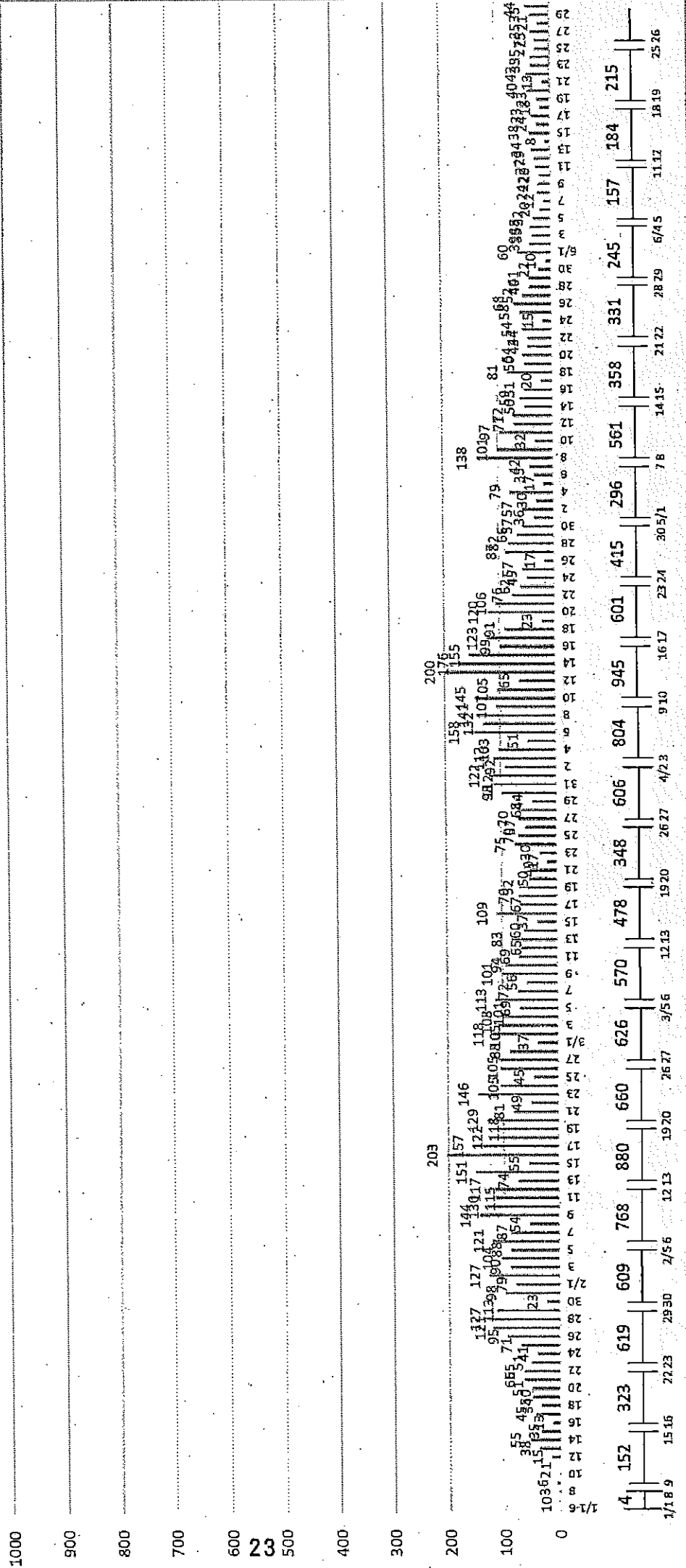
22

50



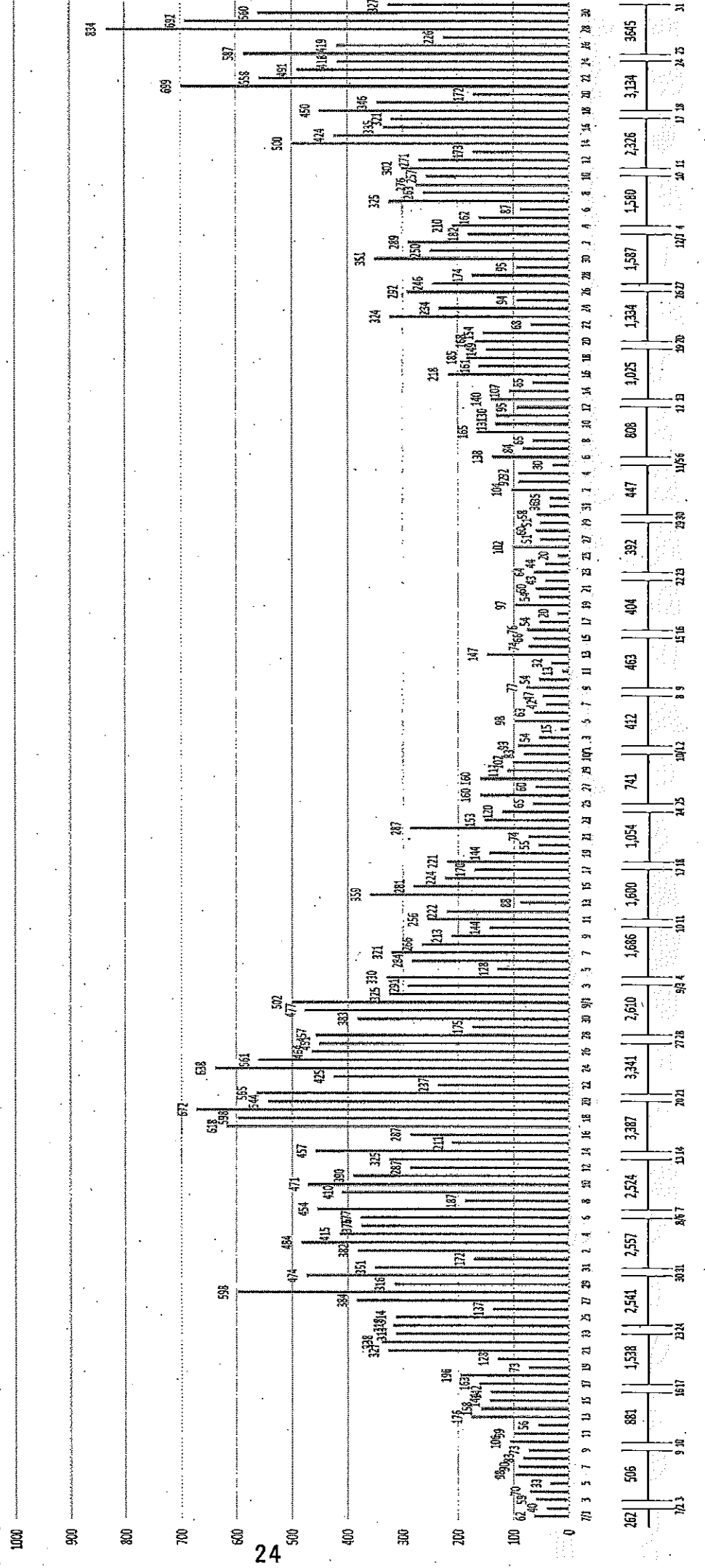
津市の感染者数の推移（令和4年1月1日～6月30日）

(人)



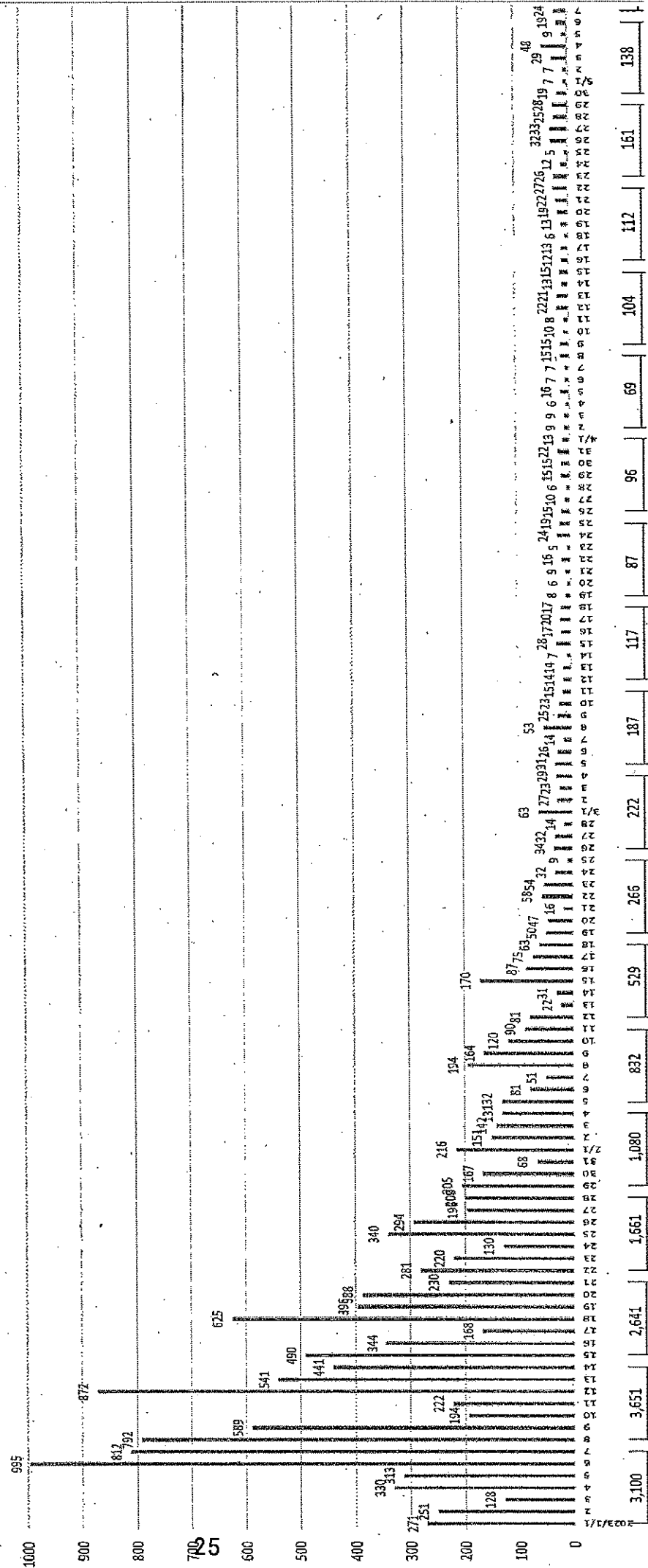
津市の感染者数の推移（令和4年7月1日～12月31日）

(人)



津市の感染者数の推移（令和5年1月1日～令和5年5月7日）

(人)



3,100 3,651 2,641 1,661 1,080 832 529 266 222 187 117 87 96 69 104 112 151 138

三重県公表

新型コロナウイルス感染症患者発生状況

令和5年4月4日以降、5月7日まで

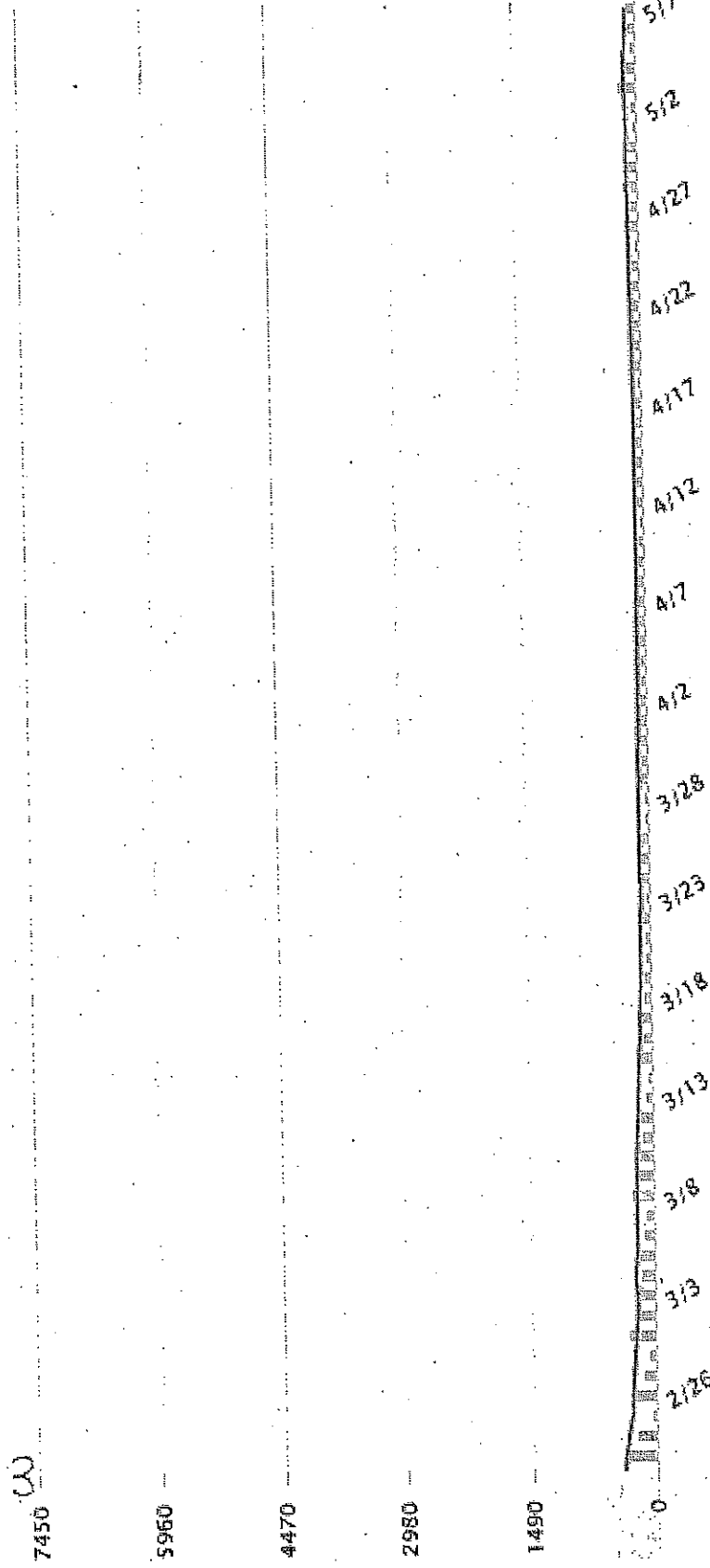
| 発表日 | 曜日 | 県内 |
|--------|----|------|
| 令和5年4月 | | |
| 4日 | 火 | 57件 |
| 5日 | 水 | 128件 |
| 6日 | 木 | 103件 |
| 7日 | 金 | 107件 |
| 8日 | 土 | 86件 |
| 9日 | 日 | 94件 |
| 10日 | 月 | 78件 |
| 11日 | 火 | 36件 |
| 12日 | 水 | 129件 |
| 13日 | 木 | 114件 |
| 14日 | 金 | 98件 |
| 15日 | 土 | 83件 |
| 16日 | 日 | 108件 |
| 17日 | 月 | 71件 |
| 18日 | 火 | 49件 |
| 19日 | 水 | 123件 |
| 20日 | 木 | 128件 |
| 21日 | 金 | 122件 |
| 22日 | 土 | 110件 |
| 23日 | 日 | 127件 |
| 24日 | 月 | 86件 |
| 25日 | 火 | 36件 |
| 26日 | 水 | 181件 |
| 27日 | 木 | 127件 |
| 28日 | 金 | 174件 |
| 29日 | 土 | 137件 |
| 30日 | 日 | 142件 |
| 令和5年5月 | | |
| 1日 | 月 | 36件 |
| 2日 | 火 | 75件 |
| 3日 | 水 | 224件 |
| 4日 | 木 | 187件 |
| 5日 | 金 | 63件 |
| 6日 | 土 | 84件 |
| 7日 | 日 | 102件 |

三重県

折れ線グラフは、その日までの1週間の平均値

5月7日までの情報を表示

● 1日ごとの発表数 ○ 累計



情報：NHKまとめ

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和5年4月27日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和5年5月8日に廃止する。



- | | |
|------------------------|---|
| 1 感染防止対策 | <p>▶ <u>県から一律に感染防止対策を求めません</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の判断による自主的な対策の実施 ※「三重県指針」や「イベントの開催基準等」は廃止 |
| 2 外出自粛 | <p>▶ 法律に基づく<u>外出自粛要請がなくなります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症後5日間は外出を控えることを推奨 ※発症後10日間はマスクの着用を推奨 ※保健所による健康観察も終了 |
| 3 患者の特定 | <p>▶ <u>患者の特定（届出・登録）がなくなります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止 ※医療機関から県への患者の発生届も廃止 ※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し） |
| 4 全数把握 公表 | <p>▶ 新規感染者数の<u>全数把握と毎日の公表がなくなります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定点医療機関からの報告により感染動向を把握 ※感染状況の公表は1週間に1回となります |

- | | |
|------------------|--|
| 5 外来体制 | <p>▶ <u>幅広い医療機関での診療対応を目指します</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページに「外来対応医療機関」を掲載 ※県から必要な設備整備等を支援 |
| 6 公費支援 | <p>▶ <u>治療費が自己負担になります（一部を除く）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> （外来）新型コロナの治療費を除き、公費支援を終了 （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額 <small>（*）年齢や所得によって変動</small> |
| 7 無料検査 | <p>▶ <u>無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で抗原定性検査キットを購入して検査 |

- | | |
|--------------------------|---|
| 8 宿泊療養施設 | <p>▶ <u>宿泊療養施設の運用を終了します</u></p> |
| 9 療養者支援 | <p>▶ <u>パルスオキシメーターの貸与を終了します</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ※食料支援は3月末で終了済み |
| 10 療養期間 通知書 | <p>▶ <u>療養期間通知書の発行を終了します（5/19発0447）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類等で代替 |

相談窓口

➤ 「受診・相談センター」等は継続します

- ・発症時や体調急変時の相談窓口は継続